

業 務 再 点 検 結 果 報 告

部署名	門司植物防疫所鹿児島支所八代出張所
部署の業務内容	輸出入される植物等の検疫、種馬鈴しょ等の国内検疫

項 目			対応は 十分か	点 検 結 果 の 概 要
基本的 な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切的な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	①事務室入り口に案内図を表示している。 ②職員不在時は不在理由と帰庁時刻を表示。又、連絡用のメモも設置している。 ③カウンターに輸出入検疫についての案内と、申請書の記入例を設置している
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	—	
	苦情、 要請等 への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	事例なし。
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	出張所長が取りまとめ、直ちに支所・本所に連絡することになっている。
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	改善すべきとの声は寄せられていない。
		対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされていると考えられるか。	○	公平かどうかどちらとも言えない。
	政策の 目的・ 効果に 関する 説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	政策目的や政策効果の説明は末端組織の決定事項ではないため。上部機関の指示に基づく対応を取るのみ。業務内容や規制内容等については各種広報の折に説明を行っている。
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	上部機関の指示に基づき、要綱改正等に係る説明会を実施している。
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	直接生の評価を聞いていないため不明であるが、特に問題も生じていないため概ね適切であると考ええる。
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	×	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	○	特にルール化はしていないが上部機関の指示に基づき業務を遂行しており、常に公平に対応を心がけている。
		説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	
	業の振 興と消 費者の 利益	部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	○	植物検疫協会(消毒立会代行、輸入木材検疫補助員手当) くん蒸業者(危害防止関係) 種馬鈴しょ検査補助員(補助員手当て)
		業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	○	必ずしも相反する事柄ばかりではないが、合否判定、許認可を行う以上は消費者との利益が一致しないという認識を持って業務を遂行している。
		現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	○	

項 目			対応は 十分か	点 検 結 果 の 概 要
食の安全業務 についての点 検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	○	間接的に関連する事項がある。
	業務の 見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	×	
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	×	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	○	国民の健康を守ることの重要性を認識している。
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生 of 未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	○	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）	—	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	○	食用穀類等の臭化メチルくん蒸において、くん蒸回数制限等の措置がとられている。
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか（根拠のない判断をしていないか）。	○	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	×	科学的試験結果に基づいて行われている。
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	—	
		第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	×	
	影響可能性の 確認	食の安全に関する業務でないとされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にはないか。	×	植物検疫の場合、食の安全に関わるものは、病害虫が発見され、消毒（くん蒸）が考えられるが、基準に従い適切に実施することにより、食の安全は確保されていると考える。

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお 寄せいただいた ご意見の業務へ の反映			
	（植物防疫所に対する意見は寄せられていない。）		
			